# 8. 政府・地方公共団体の犯罪被害者等施策担当窓口一覧及び地方公共団体の取組状況

## 8-1. 政府・地方公共団体の犯罪被害者等施策担当窓口一覧

政府の犯罪被害	政府の犯罪被害者等施策担当窓口一覧				
内閣	付	犯罪被害者等施策推進室			
警察厅	宁	長官官房給与厚生課犯罪被害者支援室			
金融	宁	総務企画局政策課			
総務省	省	大臣官房企画課			
法 務 省	省	大臣官房秘書課政策評価企画室			
外 務 省	省	領事局海外邦人安全課			
文部科学省	省	大臣官房総務課			
厚生労働省	省	政策統括官(社会保障担当)付社会保障政策担当参事官室			
国土交通省	省	総合政策局政策課			
海上保安厅	<b>宁</b>	総務部政策課			

都道府県・政令指定都	市犯罪被害者等施策担当窓口部局等一覧	
地方公共団体名	施策担当窓口部局名	総合的対応窓口
北海道	環境生活部くらし安全局道民生活課	0
青森県	環境生活部県民生活文化課	0
岩 手 県	環境生活部県民くらしの安全課	0
宮城県	環境生活部共同参画社会推進課	0
秋 田 県	生活環境部県民生活課安全安心まちづくり・交通安全班	0
山 形 県	環境エネルギー部危機管理・くらし安心局くらし安心課	0
福島県	生活環境部青少年・男女共生課	0
茨 城 県	生活環境部生活文化課安全なまちづくり推進室	0
栃 木 県	県民生活部くらし安全安心課	0
群馬県	生活文化部人権男女共同参画課	0
埼 玉 県	県民生活部防犯・交通安全課	0
千 葉 県	環境生活部生活・交通安全課	0
東京都	総務局人権部人権施策推進課被害者支援連携担当	0
神奈川県	安全防災局安全安心部くらし安全交通課横浜駐在事務所	0
新潟県	県民生活・環境部県民生活課	0
富山県	知事政策局防災・危機管理課	0
石川県	県民文化局県民生活課交通防犯グループ	0
福井県	安全環境部県民安全課	0
山梨県	企画県民部県民生活・男女参画課県民生活・安全担当	0
長 野 県	企画部人権・男女共同参画課	0
岐 阜 県	環境生活部環境生活政策課地域安全室地域・交通安全係	0
静岡県	くらし・環境部県民生活局くらし交通安全課	0
愛 知 県	県民生活部地域安全課	0
三重県	環境生活部交通安全・消費生活課くらし安全グループ	0
滋賀県	総合政策部県民活動生活課	0
京 都 府	府民生活部安心・安全まちづくり推進課	0

大 阪 府	政策企画部青少年・地域安全室治安対策課	0
兵 庫 県	企画県民部県民文化局地域安全課企画啓発係	0
奈 良 県	くらし創造部人権施策課	0
和歌山県	環境生活部県民局県民生活課	0
鳥 取 県	生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課	0
島根県	環境生活総務課消費とくらしの安全室	0
岡山県	県民生活部くらし安全安心課安全安心まちづくり班	$\circ$
広島県	環境県民局県民活動課	$\circ$
山口県	環境生活部地域安心・安全推進室	$\circ$
徳 島 県	危機管理部県民くらし安全局安全衛生課生活安全室	$\circ$
香川県	危機管理総局くらし安全安心課	0
愛 媛 県	県民環境部管理局人権対策課	0
高 知 県	文化生活部県民生活・男女共同参画課	0
福岡県	新社会推進部生活安全課	0
佐賀県	くらし環境本部くらしの安全安心課	0
長 崎 県	県民生活部交通・地域安全課	0
熊本県	環境生活部県民生活局くらしの安全推進課	0
大 分 県	生活環境部県民生活・男女共同参画課(消費生活・男女共同参画プラザ)	0
宮崎県	総合政策部人権同和対策課	0
鹿児島県	総務部県民生活局生活・文化課くらし安全係	0
沖縄県	環境生活部県民生活課	0
札幌市	市民まちづくり局男女共同参画室男女共同参画課	$\circ$
仙台市	市民局市民協働推進部市民生活課	$\circ$
さいたま市	市民・スポーツ文化局市民生活部交通防犯課	$\circ$
千 葉 市	市民局市民自治推進部市民サービス課	0
横浜市	市民局人権課	$\circ$
川崎市	市民・こども局市民生活部地域安全推進課	$\circ$
相模原市	企画市民局市民部生活安全課	0
新潟市	市民生活部コミュニティ支援課安心・安全推進室	0
静岡市	生活文化局市民生活部市民生活課防犯・交通安全担当	0
浜 松 市	市民部市民生活課くらしのセンター	0
名古屋市	市民経済局地域振興部地域安全推進課地域安全推進係	0
京都市	文化市民局市民生活部くらし安全推進課	0
大 阪 市	市民局人権室企画調整課	0
堺 市	市民人権局市民生活部市民協働課	0
神戸市	危機管理室/保健福祉局人権推進課	0
岡山市	安全・安心ネットワーク推進室	0
広島市	市民局市民安全推進課	0
北九州市	市民文化スポーツ局安全・安心部安全・安心課	0
福岡市	市民局生活安全部生活安全課	0
態 本 市	企画振興局市民協働課	

注1 内閣府から各都道府県・政令指定都市に対し、窓口部局等の確認を行い、とりまとめたものである。 注2 施策担当窓口部局は、犯罪被害者等からの相談を受けたり、犯罪被害者等への情報提供を行う窓口には必ずしもなっていない。 注3 総合的対応窓口とは、犯罪被害者等から相談や問い合わせがあった場合に、適切な情報提供など総合的な対応を行う窓口をいう。

## 8-2. 犯罪被害者等施策担当窓口・犯罪被害者等に対する総合的対応窓口の設置状況(市町村)

(平成24年4月1日現在)

		①施策担当窓口	部局の確定状況	②相談・問い合わせに対	対応する窓口の設置状況
	市区町村数	確定市区町村数	(%)	設置済み市区町村数	(%)
北 海 道	179	173	96.6	110	61.5
青 森	40	40	100.0	10	25.0
岩 手	33	33	100.0	18	54.5
宮 城	35	27	77.1	10	28.6
秋 田	25	25	100.0	25	100.0
山 形	35	31	88.6	18	51.4
福島	59	51	86.4	46	78.0
茨 城	44	40	90.9	10	22.7
栃 木	26	26	100.0	26	100.0
群 馬	35	34	97.1	34	97.1
埼 玉	63	53	84.1	27	42.9
千 葉	54	43	79.6	15	27.8
東京	62	47	75.8	62	100.0
神奈川	33	26	78.8	15	45.5
新 潟	30	30	100.0	30	100.0
富 山	15	15	100.0	15	100.0
石 川	19	19	100.0	19	100.0
福井	17	17	100.0	17	100.0
山 梨	27	27	100.0	3	11.1
長 野	77	77	100.0	59	76.6
岐 阜	42	42	100.0	15	35.7
静 岡	35	31	88.6	18	51.4
愛 知	54	54	100.0	36	66.7
三 重	29	29	100.0	12	41.4
滋賀	19	19	100.0	14	73.7
京 都	26	26	100.0	24	92.3
大 阪	43	43	100.0	25	58.1
兵 庫	41	41	100.0	41	100.0
奈 良	39	39	100.0	16	41.0
和歌山	30	30	100.0	30	100.0
鳥 取	19	19	100.0	3	15.8
島根	19	19	100.0	19	100.0
岡山	27	27	100.0	27	100.0
広 島	23	20	87.0	8	34.8
山口	19	19	100.0	19	100.0
徳島	24	15	62.5	1	4.2
香川	17	17	100.0	1	5.9
愛媛	20	19	95.0	9	45.0
高 知	34	32	94.1	12	35.3
福岡	60	60	100.0	17	28.3
佐賀	20	19	95.0	5	25.0
長崎	21	21	100.0	20	95.2
熊 本	45	45	100.0	45	100.0
大 分	18	18	100.0	8	44.4
宮崎	26	26	100.0	16	61.5
鹿児島	43	43	100.0	43	100.0
沖 縄 注1 市区町村	数には、政令指定都市	41	100.0	35	85.4

注1 市区町村数には、政令指定都市も含む。

#### 8-3. 都道府県・政令指定都市の犯罪被害者支援に特化した条例の制定状況 (平成24年4月1日現在)

	条 例 名	備考
宮 城 県	宮城県犯罪被害者支援条例	16. 4. 1 施行
山形県	山形県犯罪被害者等支援条例	22. 3. 19施行
神奈川県	神奈川県犯罪被害者等支援条例	21. 4. 1 施行
岡山県	岡山県犯罪被害者等支援条例	23. 4. 1 施行
岡山市	岡山市犯罪被害者等基本条例	23. 4. 1 施行
京都市	京都市犯罪被害者等支援条例	23. 4. 1 施行

## 8-4. 都道府県・政令指定都市の犯罪被害者支援の項目が盛り込まれた条例の制定状況

(平成24年4月1日現在)

	条 例 名	備考
岩 手 県	岩手県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例	15条
福島県	福島県安全で安心な県づくりの推進に関する条例	21条
茨 城 県	茨城県安全なまちづくり条例	15条
栃 木 県	栃木県安全で安心なまちづくり推進条例	21, 22条
埼 玉 県	埼玉県防犯のまちづくり推進条例	17条
千葉県	千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例	27条
新 潟 県	新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例	26条
山 梨 県	山梨県安全・安心なまちづくり条例	19条
岐 阜 県	岐阜県犯罪のない安全・安心まちづくり条例	23条
愛 知 県	愛知県安全なまちづくり条例	33~35条
京 都 府	京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例	15~17条
兵 庫 県	地域安全まちづくり条例	15条
和歌山県	和歌山県安全・安心まちづくり条例	28条
鳥 取 県	鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例	23条
島根県	島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例	25条
香川県	香川県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進条例	13条
沖 縄 県	ちゅらうちな一安全なまちづくり条例	25~28条
札 幌 市	札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例	12条
新 潟 市	新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり条例	27条
静岡市	静岡市犯罪等に強いまちづくり条例	11条~13条
浜 松 市	浜松市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例	16条

# 8-5. 市町村における犯罪被害者等支援に特化した条例の制定状況 (平成24年4月1日現在)

	都道府県	市町村	条 例
1	北 海 道	松前町	松前町犯罪被害者等支援条例
2	北海道	広 尾 町	広尾町犯罪被害者等支援条例
3	北海道	本 別 町	本別町犯罪被害者等支援条例
4	北海道	蘭 越 町	<b>蘭越町犯罪被害者等支援条例</b>
5	北海道	真狩村	真狩村犯罪被害者等支援条例
6	北海道	倶知安町	倶知安町犯罪被害者等の支援に関する条例
7	北海道	北斗市	北斗市犯罪被害者等支援条例
8	北海道	厚真町	厚真町犯罪被害者等の支援に関する条例
9	秋田県	能代市	能代市犯罪被害者等支援条例
10	秋田県	横手市	横手市犯罪被害者等基本条例
11	秋田県	大館市	大館市犯罪被害者等基本条例
12	秋田県	男鹿市	男鹿市犯罪被害者等基本条例
13	秋田県	由利本荘市	由利本莊市犯罪被害者等基本条例
14		温 上 市	四利本在印犯非被告有等率本来的    湯上市犯罪被害者基本条例
15	秋田県	大仙市	大仙市犯罪被害者等基本条例
16	秋田県	北秋田市	北秋田市犯罪被害者等基本条例
17	秋田県	にかほ市	礼秋田巾犯罪依害有寺基本条例   にかほ市犯罪被害者等基本条例
17	秋田県		いなのでは、大きなのでは、まないでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きないでは、大きなのでは、まないでは、まないでは、まないでは、まないでは、まないでは、まないでは、まないでは、まないでは、まないでは、まないでは、まないでは、まないでは、まないでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ
19		上小阿仁村	上小阿仁村犯罪被害者等支援条例
20	秋田県	藤里町	藤里町犯罪被害者等基本条例
21	秋田県	三種町	三種町犯罪被害者等基本条例
22	秋田県	八峰町	八峰町犯罪被害者等基本条例
23	秋田県	八郎潟町	八郎潟町犯罪被害者等基本条例
24	秋田県	井川町	井川町犯罪被害者等基本条例
25	秋田県	大 潟 村	大潟村犯罪被害者等基本条例
26	秋田県	羽後町	羽後町犯罪被害者等基本条例
27	秋田県	東成瀬村	東成瀬村犯罪被害者等支援基本条例
28	秋田県	秋田市	秋田市犯罪被害者等支援条例
29	秋田県	湯沢市	湯沢市犯罪被害者等基本条例
30	秋田県	鹿角市	鹿角市犯罪被害者等基本条例
31	秋田県	仙 北 市	仙北市犯罪被害者等基本条例
32	秋田県	五城目町	五城目町犯罪被害者等基本条例
33	秋田県	美郷町	美郷町犯罪被害者等基本条例
34	茨 城 県	常陸大宮市	常陸大宮市犯罪被害者等支援条例
35	埼 玉 県	三 芳 町	三芳町犯罪被害者等支援条例
36	埼 玉 県	嵐 山 町	嵐山町犯罪被害者等支援条例
37	埼 玉 県	蕨市	蕨市災害見舞金及び弔慰金の贈呈に関する条例
38	千葉県	成 田 市	成田市犯罪被害者等支援条例
39	千葉県	神崎町	神崎町犯罪被害者等支援条例
40	千葉県	多古町	多古町犯罪被害者等支援条例
41	東京都	杉 並 区	杉並区犯罪被害者等支援条例
42	東京都	多摩市	多摩市犯罪被害者等支援条例
43	神奈川県	寒川町	寒川町犯罪被害者等支援条例
44	石川県	能 登 町	能登町犯罪被害者等支援条例
45	福井県	越前市	越前市犯罪被害者等支援条例
46	山梨県	韮 崎 市	並崎市犯罪被害者支援条例
47	愛知県	犬 山 市	大山市民交通災害及び犯罪被害見舞金支給条例
48	滋賀県	大津市	大津市犯罪被害者等見舞金支給条例
49	滋賀県	彦根市	彦根犯罪被害者等支援条例
50	滋賀県	近江八幡市	近江八幡市犯罪被害者等支援条例
51	滋賀県	草津市	草津市犯罪被害者等支援条例
52	滋賀県	中 山 市	守山市犯罪被害者支援条例
53	滋賀県	栗東市	栗東市犯罪被害者等支援条例
54	滋賀県	甲賀市	甲賀市犯罪被害者等支援条例
55	滋賀県	野洲市	野洲市犯罪被害者支援条例
56	滋賀県	湖南市	湖南市犯罪被害者支援条例
	/以 貝 示	<i>№</i> Л IŦJ I J	別用川近非队百百又派木の

	都道府県	市町村	条 例
57	滋賀県	東近江市	東近江市犯罪被害者等支援条例
58	滋賀県	米原市	米原市犯罪被害者等支援条例
59	滋賀県	日 野 町	日野町犯罪被害者等支援条例
60	滋賀県	竜王町	竜王町犯罪被害者等支援条例
61	滋賀県	愛 荘 町	愛荘町犯罪被害者支援条例
62	京都府	宇治市	宇治市犯罪被害者等支援条例
63	京都府	宮 津 市	宮津市犯罪被害者等支援条例
64	京都府	城 陽 市	城陽市犯罪被害者等支援条例
65	京都府	長岡京市	長岡京市犯罪被害者等支援条例
66	京都府	伊 根 町	伊根町犯罪被害者等支援条例
67	京都府	与謝野町	与謝野町犯罪被害者等支援条例
68	京 都 府	久 御 山 町	久御山町犯罪被害者等支援条例
69	京 都 府	亀 岡 市	亀岡市犯罪被害者等支援条例
70	京 都 府	福知山市	福知山市犯罪被害者等支援条例
71	京都府	木津川市	木津川市犯罪被害者等支援条例
72	京都府	京丹後市	京丹後市犯罪被害者等支援条例
73	京都府	綾 部 市	綾部市犯罪被害者等支援条例
74	大阪府	摂 津 市	摂津市犯罪被害者等支援条例
75	兵庫県	相生市	相生市犯罪被害者等支援条例
76	兵庫県	赤穂市	赤穂市犯罪被害者等支援条例
77	兵庫県	宝塚市	宝塚市犯罪被害者支援条例
78	兵庫県 兵庫県	丹 波 市 た つ の 市	丹波市犯罪被害者等支援条例 * ののま犯罪被害者等支援条例
79	兵庫県		たつの市犯罪被害者等支援条例
80	兵庫県	明 石 市 姫 路 市	明石市犯罪被害者等の支援に関する条例 姫路市犯罪被害者等支援条例
82	兵庫県	太子町	太子町犯罪被害者等支援条例
83	兵庫県	佐用町	佐用町犯罪被害者等支援条例
84	兵庫県	(本)	<b>篠山市犯罪被害者支援条例</b>
85	岡山県	総社市	総社市犯罪被害者等支援条例
86	岡山県	倉 敷 市	倉敷市犯罪被害者等支援条例
87	岡山県	津山市	津山市犯罪被害者等支援条例
88	岡山県	玉 野 市	玉野市犯罪被害者等支援条例
89	岡山県	笠 岡 市	笠岡市犯罪被害者等支援条例
90	岡山県	井 原 市	井原市犯罪被害者等支援条例
91	岡山県	高 梁 市	高梁市犯罪被害者等支援条例
92	岡山県	新見市	新見市犯罪被害者等基本条例
93	岡山県	備前市	備前市犯罪被害者等支援条例
94	岡山県	瀬戸内市	瀬戸内市犯罪被害者等支援条例
95	岡山県	赤磐市	赤磐市犯罪被害者等支援条例
96	岡山県	真庭市	真庭市犯罪被害者等支援条例
97	岡山県	美作市	美作市犯罪被害者等支援条例
98	岡山県	浅口市	浅口市犯罪被害者等基本条例
99	岡山県	和気町	和気町犯罪被害者等支援条例
100	岡山県	早島町	早島町犯罪被害者等基本条例
101	岡山県	里庄町	里庄町犯罪被害者等支援条例
102	岡山県	<u> </u>	矢掛町犯罪被害者等支援条例 新広村犯罪被害者等基本条例
103	岡山県岡山県	新 庄 村 <u> </u>	新庄村犯罪被害者等基本条例
104	岡山県	勝央町	勝央町犯罪被害者等支援条例
105	岡山県	<u> </u>	奈美町犯罪被害者等支援条例
107	岡山県	西粟倉村	西粟倉村犯罪被害者等基本条例
108	岡山県	久 米 南 町	久米南町犯罪被害者等基本条例
109	岡山県	美咲町	美咲町犯罪被害者等支援条例
110	岡山県	吉備中央町	吉備中央町犯罪被害者等基本条例
111	福岡県	宗像市	宗像市犯罪被害者等の支援に関する条例
112	熊本県	長 洲 町	長洲町犯罪被害者等見舞金の支給に関する条例
113	熊 本 県	南阿蘇村	南阿蘇村犯罪被害者等基本条例

# 8-6. 地方公共団体における犯罪被害者等を対象とした見舞金・貸付金の制度

	地方公共団体名	制度の根拠	見舞金の額
/ 47 \ *	 		死亡
(都道		山形周初宪被宝老笠先迁洛人岱仕相則	
1	山形県	山形県犯罪被害者等生活資金貸付規則	
2	神奈川県	神奈川県犯罪被害者支援条例	
3	京都市	京都市犯罪被害者等支援条例	30万円 ※生活資金の給付(犯罪等により 生活困窮となった者に対し、一律 30万円を支給する。死亡又は傷害 に限り、その他資力要件あり。)
(市町	村)		
1	北海道広尾町	広尾町犯罪被害者等支援条例	30万円
2	北海道北斗市	北斗市犯罪被害者等支援条例	30万円
3	秋田県能代市	能代市犯罪被害者等支援条例	30万円
4	秋田県横手市	横手市犯罪被害者等見舞金支給条例	30万円
5	秋田県大館市	大館市犯罪被害者等見舞金の支給に関する条例	30万円
6	秋田県男鹿市	男鹿市犯罪被害者等見舞金支給条例	30万円
7	秋田県潟上市	潟上市犯罪被害者等見舞金の支給に関する条例	30万円
8	秋田県にかほ市	にかほ市犯罪被害者等見舞金支給条例	30万円
9	秋田県井川町	井川町犯罪被害者等見舞金の支給に関する条例	30万円
10	   秋田県鹿角市		30万円
11	茨城県常陸大宮市	常陸大宮市犯罪被害者等支援条例 常陸大宮市犯罪被害者等支援条例施行規則 常陸大宮市犯罪被害者等資金貸付規程	30万円 (第1順位遺族)
12	埼玉県三芳町	三芳町犯罪被害者等支援条例 嵐山町犯罪被害者等支援条例	30万円
14	埼玉県蕨市	蕨市災害見舞金及び弔慰金の贈呈に関する条例	10万円
-17	20 上来		1073[]
15	千葉県成田市	成田市犯罪被害者等支援条例	30万円
16	千葉県神崎町	神崎町犯罪被害者等支援条例	30万円
17	千葉県多古町	多古町犯罪被害者等支援条例	30万円
18	東京都杉並区	杉並区犯罪被害者等支援条例	
19	東京都多摩市	多摩市犯罪被害者等支援条例	
20	神奈川県秦野市	秦野市災害見舞金等支給要綱	10万円
			(1) 20歳未満の者20万円
21	神奈川県座間市	座間市災害見舞金支給条例	(2) 20歳以上の者30万円

#### (平成23年4月1日現在)

	貸付金の額	
傷害	死亡	傷害
	30万円	30万円
	100万円	30万円
		る犯罪被害者等給付金対象者に対し100万円
		に至らないが故意の犯罪により傷病を負っ
	たものに対し	し30万円を貸し付ける。 
30万円		
全治 1 か月以上 10万円	1 人20万円以	以内 貸付期間 1 年以内
全治 1 か月以上 10万円	7 7 1 2 7 3 7 3 1 1	
全治 1 か月以上 10万円		
全治 1 か月以上 10万円		
   全治 1 か月以上 10万円   全治 1 か月以上 10万円		
 全治 1 か月以上 10万円		
   全治   か月以上   10万円   全治   か月以上   10万円   10万円		
全治 1 か月以上 10万円   全治 1 か月以上 10万円		
(1)入院期間3か月以上 10万円		
(1) 人院期间3が月以上 10万円   (2) 入院期間1か月以上3か月未満 5万円		
(3)前号に掲げる場合以外の場合 2万円		
全治 1 か月以上 10万円		
全治1か月以上 10万円		20万円以内 償還2年以内 無利子
(1) 全治2週間以上1か月未満 3万円		
(2)全治1か月以上2か月未満 10万円		
(3)全治2か月以上3か月未満 15万円		
(4) 全治3か月以上 20万円	1	
(1) 全治2週間以上1か月未満 3万円		
(2) 全治 1 か月以上 2 か月未満 10万円	-	
(3) 全治2か月以上3か月未満 15万円	1	
(4) 全治3か月以上 20万円	1	
重傷者5万円		
(1) 全治2週間以上1か月未満 3万円		
(2) 全治1か月以上3か月未満 5万円	-	
(3) 全治3か月以上 10万円	-	
(3) 宝冶3が月以上 10月日     (1) 全治2週間以上1か月未満 3万円		
	-	
(2) 全治1か月以上3か月未満 5万円 (2) 全治2か月以上 10万円	-	
(3) 全治3か月以上 10万円		
(1) 全治2週間以上1か月未満 3万円	-	
(2) 全治 1 か月以上 3 か月未満 10万円	-	
(3)全治3か月以上 20万円	4+ / I +T 0 0 =	
	・貸付額307	力円以内
	・無利子  ・6か日塀 <sup>2</sup>	え置き後償還
		も 日本
		え20万円以内は20か月以内
		え30万円以内は30か月以内
	・貸付額107	
	・無利子	
	・6か月据え	え置き後償還 15か月以内
重症一人につき3万円以内		
(1)入院の期間が15日以上30日未満の場合 2万円		
(2) 入院の期間が30日以上45日未満の場合 4万円		
(3) 入院の期間が45日以上の場合 6万円		

	地方公共団体名	制度の根拠	見舞金の額
			死亡
22	神奈川県寒川町	寒川町犯罪被害者等支援条例	50万円
23	福井県越前市	越前市犯罪被害者等見舞金支給規則	30万円
24	石川県金沢市	金沢市犯罪被害者等見舞金支給要綱	30万円
25	石川県中能登町	中能登町犯罪被害者等見舞金支給要綱	30万円
26	石川県能登町	能登町犯罪被害者等支援条例	30万円
27	愛知県犬山市	交通災害及び犯罪被害者見舞金支給条例	15万円
28	山梨県韮崎市	韮崎市犯罪被害者支援条例	50万円
29	滋賀県大津市	大津市犯罪被害者等見舞金支給条例	30万円
30	滋賀県彦根市	彦根市犯罪被害者等支援条例	30万円
31	滋賀県近江八幡市	近江八幡市犯罪被害者等支援条例	30万円
32	滋賀県長浜市	長浜市犯罪被害者等見舞金支給要綱	30万円
33	滋賀県草津市	草津市犯罪被害者等支援条例	30万円
34	滋賀県守山市	守山市犯罪被害者支援条例	30万円
35	滋賀県栗東市	栗東市犯罪被害者等支援条例	30万円
36	滋賀県甲賀市	甲賀市犯罪被害者等支援条例	30万円
37	滋賀県野洲市	野洲市犯罪被害者支援条例	30万円
38	滋賀県湖南市	湖南市犯罪被害者支援条例	30万円
39	滋賀県東近江市	東近江市犯罪被害者等支援条例	30万円
40	滋賀県米原市	米原市犯罪被害者等支援条例・施行規則	30万円
41	滋賀県日野町	日野町犯罪被害者等支援条例	30万円
42	滋賀県竜王町	竜王町犯罪被害者等支援条例	30万円
43	滋賀県愛荘町	愛荘町犯罪被害者支援条例	30万円
44	京都府宇治市	宇治市犯罪被害者等見舞金支給要綱	30万円
45	京都府宮津市	宮津市犯罪被害者等見舞金支給要綱	30万円
46	京都府城陽市	城陽市犯罪被害者等見舞金支給要綱	30万円
47	京都府長岡京市	長岡京市犯罪被害者等見舞金支給要綱	30万円
48	京都府伊根町	伊根町犯罪被害者等見舞金支給要綱	30万円
49	京都府与謝野町	与謝野町犯罪被害者等見舞金支給要綱	30万円
50	京都府久御山町	久御山町犯罪被害者等支援条例	30万円
51	京都府亀岡市	亀岡市犯罪被害者等見舞金支給要綱	30万円
52	京都府福知山市	福知山市犯罪被害者等見舞金の支給に関する規則	30万円
53	京都府木津川市	木津川市犯罪被害者等見舞金支給規則	30万円
54	京都府京丹後市	京丹後市犯罪被害者等見舞金支給要綱	30万円
55	京都府綾部市	綾部市犯罪被害者等見舞金支給要綱	30万円
56	大阪府高槻市	高槻市災害見舞金等支給条例	10万円
57	大阪府松原市	松原市災害見舞金支給条例	5万円
58	大阪府摂津市	摂津市犯罪被害者等の見舞金の支給に関する条例	30万円
59	兵庫県宝塚市	宝塚市犯罪被害者支援条例	30万円
60	兵庫県丹波市	丹波市犯罪被害者等支援条例	30万円
61	兵庫県宍粟市	宍粟市災害等見舞金支給規則	10万円
62	兵庫県たつの市	たつの市犯罪被害者等支援条例	30万円
63	兵庫県相生市	相生市犯罪被害者等支援条例	30万円
64	兵庫県明石市	明石市犯罪被害者等の支援に関する条例	30万円
65	兵庫県姫路市	姫路市犯罪被害者等支援条例	30万円
66	兵庫県赤穂市	赤穂市犯罪被害者等支援条例	30万円
67	兵庫県太子町	太子町犯罪被害者等支援条例	30万円
68	兵庫県佐用町	佐用町犯罪被害者等支援条例	30万円
69	岡山県総社市	総社市犯罪被害者等支援金の支給に関する条例	30万円
70	岡山県備前市	備前市犯罪被害者等支援条例	30万円
71	岡山県瀬戸内市	瀬戸内市犯罪被害者等支援金の支給に関する条例	30万円
72	岡山県和気町	和気町犯罪被害者等支援条例	30万円
73	福岡県宗像市	宗像市犯罪被害者等の支援に関する条例	30万円
74	熊本県長洲町	犯罪被害者等見舞金の支給に関する条例	30万円

	貸付金の額	
傷害	死亡	傷害
全治 1 か月以上 10万円		
全治 1 か月以上 10万円		
加療1月以上かつ入院3日以上 10万円		
加療 1 月以上かつ入院 3 日以上 10万円		
加療 1 月以上 10万円		
入院30日以上 5万円		
全治 1 か月以上 10万円		
30日以上入院した場合 10万円		
全治 1 か月以上 10万円		
全治 1 か月以上 10万円		
全治 1 か月以上 10万円   全治 1 か月以上 10万円		
全治 1 か月以上 10万円   全治 1 か月以上 10万円		
全治 1 か月以上 10万円   全治 1 か月以上 10万円		
全治 1 か月以上 10万円 (1) 全治 2 週間以上 1 か月未満 3 万円		
(1) 宝冶と週间以上 1 が月末海 3 万円 (2) 全治 1 か月以上 3 か月未満 10万円		
(3) 全治3か月以上 20万円		
全治 1 か月以上 10万円		
全治 1 ヶ月以上 10万円		
支給対象外		
支給対象外		
全治 1 か月以上 10万円		
全治 1 か月以上 10万円		
全治 1 か月以上 1 万円		
全治 1 か月以上 10万円		
全治 1 か月以上 10万円		
全治 1 か月以上 10万円	F0 = m + +"	
10万円(死亡・傷害あわせて30万円を超えない範囲)	50万円を超えない範囲	50万円を超えない範囲
 全治 1 か月以上 10万円	/ んゆり弾	
全治 1 か月以上 10万円       全治 1 か月以上 10万円		
全治 1 が月以上 10万円   全治 1 か月以上 10万円		
全治 1 か月以上   10万円		
全治 1 か月以上 10万円		
全治 1 か月以上 10万円		
(1)全治2週間以上1か月未満 5万円 (2)全治1か月以上 10万円		
全治 1 か月以上 10万円		
負傷又は疾病の療養の期間が 1 か月以上 10万円		
全治 1 か月以上 10万円		
TH: (1)	I.	